

科学研究費成果報告書「日本近代史料情報機関設立の具体化に関する研究」(基盤研究(B))

(1)、平成11・12年度、代表者伊藤隆、課題番号：11490010)より

10 戸島 昭氏

とじま あきら 山口県文書館・副館長

日時：2000年10月14日

出席者：伊藤隆 季武嘉也 小池聖一 中見立夫 戸高一成 梶田明宏 西川誠
千葉功 土田宏成 黒澤良 矢野信幸 高橋初恵

伊藤 きょうはご案内のように、山口県文書館の副館長でいらっしゃいます戸島昭様にお話をいただいて、われわれもちょっといろいろな質問をさせていただくというふうなことであります。戸島さんにはわざわざ遠路はるばるおいでいただきまして、たいへん恐縮でございます。お話は1時間半とか2時間とか、時間をあまり意識なさらずにお話しいただければと思います。途中で、場合によって適宜質問させていただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。はしょらないでお願いします。

戸島 山口県文書館の戸島です。どうぞよろしくお願い致します。

小池先生から電話がありましたときに、実はその前に勝部先生のほうから連絡があって、とにかく小池先生のお話を聞いてほしいということで、お断りしようと思って小池先生の電話をお聞きしたんですけれども、結局、外堀を埋められてしまいましてお断りできなくなってしまったんです。その時は、先生方の研究会がどういう研究会なのかというその恐ろしさを知らず、つい安直に受けてしまって、あとで研究会の皆さんの研究報告等を送っていただいて、あっと驚いて後悔したのですが、もうあとの祭りでありました。

ちょっと弱気になってしまいましたが、そのあとどういうお話が出来るかなと私なりに考えたんですが、ひとつは山口県文書館が開設されて43年目になるわけですけれども、日本最初の文書館制度として発足していますので、そういうことは私からお話できるかな、ご質問に答えられるかなと思っております。その次に、山口県文書館がその40数年の間に、どういう考えでどういう資料群を作ってきたか、その文書館資料のコンセプトもお話できるかなと思います。3番目に、そういう中で近代山口県の史料はどういったものがあるだろうかということ、特に所在が掴みにくい私文書、そこらへんを探っていくときのひとつの手がかりとして、特に伝記資料、あるいはその伝記資料に関係した文書資料がどういう目録になっているか、どういうところで保存されているか、そういう方向で山口県の近代史の関係史料の所在をご紹介したらいいんじゃないかというふうに考えてきました。

以上のようなことでありますので、話の前半で山口県文書館の発足から現在の所蔵資料群のアウトラインをお話しして、そこでいろいろご質問もあろうかというふうに思っております。後半のほうで、山口県の近代史関係の史料の所在について私なりに掴んでいる情報をご紹介しますらというふうに思っております。そういう順序で進んでいきたいと思っております。それでは、いまのようなことでOKということでしたので、山口県文書館のことを最初に紹介をしたいと思います。

先ほど、机の上に「山口県文書館案内」をお届けしておきましたので、これを少し参考にさせていただけたらと思います。それから、山口県文書館が40年間何をやってきたかということ、昨年作成しました一覧表が1枚ほどペーパーであります。これを資料とします。

発足は昭和34年であります。山口県文書館という名前で発足をしました。そのきっかけは、県立山口図書館が郷土資料室を持っていたことです。すでにそこで明治期以降の山口県の古い文書を、図書館時代から貯えていました。また、戦前期の山口県史の編纂所が図書館と一緒にあったことから、そこが特に積極的に県の古い廃棄文書を収集をして貯めていたわけです。また、県史に関わる民間の古文書資料もそこで集めていましたので、すでに戦後に、山口県立山口図書館に文書資料等がたくさんあって、それが特に戦後、地方史研究という形で活用されはじめていたわけです。そして、山口県地方史学会という民間の研究学会が、やはり図書館を事務局にして発足をしております、それが昭和28年あります。

そういう状態のときに東京にありました毛利家文庫が、山口県に帰って来ました。ちょうど山口県が戦後の新しい文化史観で県史を作ろうということで、それにどうしても毛利家文庫が必要だということで、県当局、当時は広報課が主管をしていましたけれども、そこと毛利家との間でいろいろ話し合いがなされる中で、毛利家のほうも戦後の混乱で経済的な基盤を失っておりますので、その維持が難しいということで、県のほうに寄託をしてより積極的に活用して欲しいという意向があり、県のほうは文化史編纂のためにぜひ使いたいということで、それを寄託・受託という形で県が受け取って、その受け皿として県立図書館の郷土資料室が受け取る形になったわけです。そういうこともあって、山口県地方史学会は、すでに先行しておりました文部省史料館、いまは国立史料館と略称されておりますけれども、その手本もあったかと思いますが、史料館の設立を陳情しているわけですね。

ところが、その陳情を受ける当局者となった山口図書館長鈴木賢祐館長、それからそのもとにありました司書の渡辺秀忠さんとか多治比郁夫さん、この3人が、図書館界ですでもう話題になっていた西洋諸国で発達した文書館制度を取り入れようということで、関係論文7編を翻訳をしてガリ版刷りで冊子を作って、調査研究をする。あるいは、アメリ

かのナショナル・アーカイブスの文書事務手引きを1冊また翻訳してガリ版刷りにしてお互いに研究するというような形で、この3人が特に翻訳事業に関わっています。そして、古文書資料等を図書館の司書として、あるいはその前は山口県史編纂所の編纂事務局の職員としてずっと古文書資料等を集めていた石川卓美司書がいました。この人たちが相談をしながら、最終的には「史料館」ではなくて「文書館」という制度で発足させたわけです。

その文書館という名前をつける時のエピソードとして、渡辺秀忠司書は、「現代風に文書館で行こうか。あるいは古文書が歴史的な価値があるから古文書館でいこうか」とかいろいろと迷ったらしいんですが、最終的に鈴木賢祐館長が「文書館でいきましょうや」と言ったというんですね。それで決まったと。そういうエピソードが書き残されていたので、私はそれを読んだときに次のように解釈をしています。つまり、山口県が設置する文書保存機関ですから、いちばん責任があるのは山口県のそうした文書（ぶんしょ）です。それは行政的な目的で作成され、保存され管理されて活用するわけですが、それが終わっても、だんだん古文書として、歴史的な史料としての価値が派生的に大きくなっていきますので、それを生かすための機関としては、「ぶんしょ」を「もんじょ」にし、さらには古文書へ、という流れを考えて、「文書館モンジョウカンでいきましょうや」という言葉になって出たのではないかと解釈しているわけです。

文書館という言葉は馴染みにくかったために、以後われわれ職員はたいへん苦勞したんですけれども、しかし考えれば伝統的な言い方ですから、文部省だって「ぶんぶしょう」と小学生がいま読んだら、やはり学校で「もんぶしょう」と言うように訂正されてしまう筈です。いまは「ぶんしょ」と現代風に言いますけれども、「もんじょ」という伝統的な言い方、これはやはり文書館制度の本質を突いているネーミングだと思っています。以後はこれが文書館なんだと。つまり、「ぶんしょ」を「もんじょ」にしていくシステムだと受け取っています。そして、本来の目的とは違ってはいるけれども、二次的な歴史的な派生目的で、それを閲覧・提供・公開していく制度というふうに考えています。短く、「ぶんしょ」を「もんじょ」へ、それが文書館だと思っています。

そういう意味で、山口県の文書館条例は、そういうことを的確に表現しています。他の文書館あるいは公文書館の条例よりは、僕は山口県文書館の設置条例がいちばんいいんじゃないかと思っています。つまり、次のように書いてあるんですね。「山口県の公文書および記録、ならびに県内の歴史に関する文書（ぶんしょ）および記録、以下これを文書と言う」と。「これを収集し、および管理するとともに、これらの活用を図り、以って文化の発展に寄与するため文書館を設置する」と。すなわち、「山口県の公文書および記録」と、これを真っ先に言っているわけですね。つまり、山口県が作る機関ですから、山口県のことを真っ先にやらなければならないわけです。「ならびに」として、「県内の歴史に関する文書（ぶんしょ）および記録」と。つまり、公文書と私文書と両方をきちっと収集保存して

活用していく機関だという設置目的になっています。

ちょっと長々となりましたけれども、そういう形でずっと資料群を作ってきたのです。それを説明をしますと、この文書館案内で大きく5つのコンセプトに分けて文書館資料を理解しやすくしています。つまり、(山口県文書館案内リーフレットの)いちばん左側のほうに、「藩政文書」という言い方で括ったものがあります。つまり、山口県の近世は毛利氏の萩藩で、これが本藩で、支藩として長府藩だとか徳山藩だとか、あるいは岩国藩、あるいは清末藩というような支藩が4つほどありますが、近世の山口県のそうした藩政文書です。その中身は、たとえば萩藩の毛利家文庫だとか、徳山藩の徳山毛利家文庫だとか、こういったものでそういう内訳になります。次が行政文書です

廃藩置県で山口県になりまして、明治4年以後の山口県庁の文書(ぶんしょ)、これを図書館界では行政文書(ぶんしょ)というふうに言っていました、その言葉がそのまま文書館界でも取り入れられております。すなわち、山口県という一地方の行政の文書(ぶんしょ)と、中央政府に対して地方の行政文書、という言い方で図書館界で捉えたかと思うんです。つまり、明治・大正・昭和、そして現代平成期あたりの山口県の県庁文書(ぶんしょ)を中心とする行政文書(ぶんしょ)群になります。藩政文書が言うなれば先輩格、山口県になってからの県行政文書がその後輩格という位置づけです。

それから真ん中のところに「行政資料」としてあります部分です。特に印刷技術が発達してきた近代から現代にかけては、生の文書(ぶんしょ)ではありませんが、その重要な、しかも利用価値のあるそうした情報は印刷物で多量に作成配布され、多くの人が利用するような状況になっております。これも図書館界では行政資料と呼んでいました。その主体は行政刊行物です。一般公開するための刊行物が量的にはもっとも多いんですが、公開を前提としない印刷物等、内部利用の行政資料もありますので、広く「行政資料」という言い方で捉えています。これらは利用するために作る資料ですから、古文書になっても利用しやすいことから、たくさんの方が使い、以後ますます利用価値が高まるものだろうと思います。生の行政文書がやはり使いにくいということに比べると、これがウエイトを持ってくると思います。以上のようなものが、言うなれば山口県の古い時代から現代までの行政文書というような形になるかと思っています。

県内の民間にあります多くの古文書類、これは「諸家文書」というグループで捉えています。江戸期から明治期にかけての旧民法でのいわゆる「家」という概念で、しかも近世から近代にかけて連続的に「家」の活動が行われ、その「家」の活動の結果としてさまざまな文書が残っていることが多いので、近世的な「家」という概念で諸家文書と言っています。近代から現代になってきますと、だんだん個人の活動の結果として残されるもの、個人文書が増えてきますので、諸家文書と呼んでいますけれども、将来的には個人文書が主流になってくるかと思っています。従来の名前での諸家文書の中で個人文書も捉えて

います。

それから、最後の「特設文庫」というのはどういう考え方かといいますと、文書館の活動の中で、いわゆる集積してきたコレクションを特設文庫というふうに呼んでいます。たとえば、教科書文庫というのを挙げておきましたけれども、教科書は図書館資料なのか文書館資料なのか、図書館がこうしたものを系統的に扱っていませんので、文書館が民間にあったり、あるいは教育委員会に配置されている教科書センターの教科書等を選びすぐってコレクションをして貯めていこう、そういう文庫という形の、その代表で挙げています。本来的にはこれは、広い意味では行政資料の中の教育の資料に位置づけるべきかなという気もいたしますが、多くは個人が使った古い教科書で、これが主体でありましたので、それらを集めたという形で文庫という位置づけをしました。

それから、文書館が所蔵する資料等を利活用していきますと、やはりそれが損耗、傷んでまいります。そのスピードは目にはなかなか見えないんですけれども、5年とか10年経ってみますと、はっきり目で見えるほどのものであります。だから、できるだけ保存と利用を両立させるためにも複製資料をきちっと作って行って、スピーディーな活用のためには複製資料で提供して行って、原資料はできるだけそと寝かせて長く保存したいという、そうしたことから複製資料群を次々作っていきますので、そういう複製史料群を蓄積しているものです。あるいは、民間にあつて現物資料を文書館に寄贈とか寄託で受け入れることができないもの、そこらあたりのものは、やはりマイクロ撮影写真等で複製物を集めてきますので、そういう民間にあつて、複製物でコレクションをするようなものです。こうしたものが文書館が作っていくコレクションでありますので、これらは文書館特設文庫というふうに考えます。

そういう形で、大きく5つの分野で文書館資料全体を構成していこうというコンセプトなんです。また、利用者に対しては、こういうグループをできるだけ印刷目録にして多くのところへ配布したいということで、こういう目録を整理しています、ということをいちばん下の欄に紹介しておきました。これは実は私がつくった5年前のものでして、それ以後、4年間経ってしまして、たくさんの目録をこれに追加しなければいけないものです。在庫のある物はここに持ってきて置いておきました。また、皆さんの研究会で使えれば使っていただければありがたいということでもあります。在庫のない欠けているものもありますが。

ちょっと話が逸れますけれどもついでに、山口県文書館では1年に1冊から3冊ぐらいのペースで目録を作っているんですが、こういうちょっと温かい色の系統、ピンクだとか黄色っぽいこの系統のものが、いわゆる、相対的ですけど、古文書のグループです。つまり、さっき言った藩政文書などです。これが徳山毛利家の藩政文書の色でして、これは5冊ほどあります。それから、萩毛利家の文庫は、これが少し明るい、こういった色です。

何冊にもなりますと、色で見てどのグループかということがパッと見えるようにしておくというのは有効でして、こういうふうに色を揃えているわけです。

それから、萩藩から山口県に引き渡された旧藩時代の記録というもので山口県庁が持っていたので、県庁に伝来した旧藩記録というものがあります。これもだいたいこういう色で毛利家文庫と本来は一緒であったものなんですけれども、同じような色にしています。あるいは、民間からいろいろ寄贈・寄託される諸家文書も少し色を変えて、一般に古文書といわれるところですから、この系統にしています。こういうふうな形でだいたい色を揃えたのです。

それに対して、県になってからの県政文書とか県の行政資料というのはブルー系統でいこうというので、こっちのほうは行政文書（ぶんしょ）のほうの色の系統で、こっちが行政資料のほうの色の系統です。こういうふうに、どっちかという古文書的なものと、明治以降の近代的な、あるいは現代的なもの、二通りのかたちでやっています。内訳を見てもみますと、さっきの表の下に書いてあるようになります。

もうひとつ（パンフレットを）開けていただきますと、いまのグループの中身がさらに小さく、本当にコンパクトに紹介をされています。つまり左のほうから、藩政文書というのはこういったような記録文書です。それから行政文書（ぶんしょ）というのはこういうものなんです。さらには行政資料、そして諸家文書です。諸家文書の中はまた小さく、武家文書とか村方・町方・寺社文書とか、あるいは行政関係者、あるいは個人文庫その他に分けています。そして最後のほうで特設文庫です。こういったものを特設文庫という形で位置づけています、というような紹介であります。

このようなコンセプトで文書群を評価・選別・収集をして、さらに増やしていこうという職員の基本的な考え方です。現在、受け入れたときの点数で積算をしていきますと、40万点をいま越えているというところです。他の文書館、公文書館の点数と比べて、この40万という数は決して多いほうではありません。ところが、カウントの仕方によって、こういう藩政文書とか県庁文書なんかの大きな簿冊のものも1点と数えますし、諸家文書のように民間の文書が入ってきますと、小さな書状1通まで分けていったりしますので、それも1点と数えますので、同じ1点でも、ボリュームがあるものと1枚のもの、という差が出てきます。

また、行政資料などは非常に多岐多端に渡っています。山口県文書館では、いわゆる狭い意味での行政刊行物ですね、ああいう冊子になっているもの、それをいちばん本体としますが、そういう冊子状になっていないものも集めています。たとえば、ポスターとかチラシとかリーフレットだとか、あるいは地図とか空中写真だとか写真だとか、写真もフィルムだとかマイクロフィルムとか、あるいは最近ではビデオのテープだとか録音テープだとか、あるいは電磁的なディスクとかです。そういうような形で様々な行政資料のジャン

ルがありますので、そこらの点数を一律に、こういう行政簿冊文書と同じ点数で積算することはもともと無理があるんです。そういうことで、いちおう無理は承知の上で、受け入れたときの点数を加算していきますと40万点を越えたということです。それぞれの文書館、公文書館はやはりそういったような積算の仕方ですけど、一律横並びで、どこが多いか少ないかというのは、数だけではうまくいかないかと思います。やはり絶対量とか嵩で、そこらへんが多いか少ないかということも合わせてみないと実態は分からないということになります。

次に、山口県文書館では、40数年間どういふことをやってきたかということをちょっと説明をして、ひと段落したいと思います。この表は、実は昨年度の全史料協大会の研究会で、「効果的な普及事業を考える」というテーマで報告させられたときにつくった資料です。それを安直に代用しています。左側の縦の欄に年度を取りまして、昭和34年から平成12年まで取っています。次の欄は、職員数で、定数と、プラスアルファは臨時職員あるいはアルバイトです。それから次の欄で、「館」というのは、旧館から昭和48年に新館に移って、現在に来ています。施設の変更です。それから特に閲覧利用者との関わりです。閲覧者、つまり文書記録を閲覧利用した人で、これは確実な統計でありますので、これだけをカウントしています。もともと歴史博物館と違いまして、展示資料を観覧してもらうという施設ではありませんので、その人たちはいますけれども、それはカウントできてないということです。文書を本当に手にとって閲覧利用した人の数です。最初は少し、35年の開館でありまして、多かったですけど、それ以後は少し減っています。そういう数から、やはり新館になって増え始めて、1200～300人台が続きます。そして、最近の5年ぐらいから2000人台に乗って、10年度、11年度と3000人台にのぼってきました。こういうふうな状態でありますので、そこから右側のほうはずっと、われわれ職員が裏方でやっている仕事の中身が、大きく初期と現在とでは変わってきたことを言おうとした表なんです。

たとえば、最初期のほうは復刻出版が特徴です。史料集をどんどん出して、利用価値の高い、損耗の激しいものを、いわゆる史料集として歴史研究者に販売をしていった時代が最初の10年ぐらいです。「防長風土注進案」だとか「萩藩閥閥録」といったものです。それからそのあとではちょっと山口県史料集をやりかかりましたが、今は別組織で知事部局のほうに山口県史の編纂室を設置して再スタートしていますので文書館ではやらなくなっていますが、また元に戻って「防長寺社由来」といったような本をやったり、あるいは古いところばかりで、中世とか、あるいは近世のあたりで史料集を復刻出版しますと確実に売れるんですけども、それでは古文書館的なイメージから脱却できなということで、やはり近代のものをやろうということで、いわゆる府県史料の山口県のところを1年に1冊ずつやってきました。ただ、冊数を、丸の中の数字は1年間の出版冊数なんですけど、それを見ていただきますと減っていることにお気づきだと思いますが、業務のウエイトがずっ

と少なくなってきました。それはさっき言った閲覧利用者への出納サービス、あるいは細々とした複写サービスへの事務的な、そういった対応のほうに職員が張り付かざるをえなくなってくることから、こうしたきちっとした仕事が片手間では出来なくなってきたことも物語っているかと思います。

現在では、復刻出版だとか歴史編修のような研究員的な仕事はストップしているところです。これは、特に山口県史の編纂が別組織で始まったことと大きく関わっています。研究的なこととすれば、研究員の身分で、山口県文書館は、他の文書館と少し違ったところがありますから、その最少必要限度の義務を果たすようなところから、研究紀要だけはずっと1冊ずつ職員の発表の機会としてやっているというところで、これが研究的な仕事になるかと思います。

それからさらに右のほうにいきますと、資料展示等です。始めのときはやはり文書館の存在を知ってもらおうということで小さな企画展示をやっていましたが、いまでは30周年のときとかたまにやるぐらいで、月々の、閲覧室での小さな、本当に月替わりの小展示で、資料紹介をしている程度で、こうした博物館的な広報の普及事業の仕事はウエイトが小さくなっています。

代わって出てくるのが、古文書解説講座です。各種の、1日講座とか入門講座とか基礎講座とか活用講座とか専修講座とか、これがもうたいへん手間を取る状況になってきています。人気の的なのですが、これをやっていると基本的な調査・収集・整理・目録づくりというところが皺寄せを食らいます。若い職員が古文書を読んでの確に目録を作るという力量を高めるためにはこの講座講師になって鍛えられるということも大事かと思うんですが、10年も20年もやっている私にしてみると、もういい加減にしなければいけないと思っています。職員がやるべきいちばん大事な仕事ができなくて、利用者がいつまでも未整理の文書が利用できないということになり、本当の閲覧利用者へのサービスにつながらないと私自身は思っております。

それから歴史講座も、歴史博物館並に、さまざま最近までやってきましたけれども、これもいい加減にしなければいけないと思っております。

やはりいちばんしなければいけないのは、目録刊行という欄の中身だと思います。初期のほうはあまり目録の出版冊数が多くなかったのが、中後半期になってコンスタントになってきて、数量的には増えていることに気づいていただければ幸いです。いわゆる史料集を復刻出版するとか、歴史書を作るとかいったようなことを制限し、押えて、こっちの目録刊行のほうにウエイトを移しているということでもあります。

文書館を利用してもらうための広報誌紙類の発行は適宜やっていますが、『文書館ニュース』だけが定期的なものです。1年に本当に小さなものが1つですけれども、これで文書館の存在だけは知ってもらおうということです。文書館は特に基礎的な機関でして、予

算とか定数配分などを司る行政担当者、たとえば財政課だとか人事課とか、そこらの人からはなかなか文書館のそうした仕事に立ち入ってまで理解をしてもらうというのが困難な状況ですから、やっぱりこうした一般的な『文書館ニュース』とか、あるいは歴史講座だとか古文書講座だとか資料展示とかが必要です。そこらへんは研究者向けというよりは文書館を管理している行政担当者、行政マン向けに、文書館は県民が利用して存在価値があるんだということや、多くの方が利用するんだということを知ってもらおうという苦肉の策といえば策といえます。目録をコツコツ、コツコツ作っている縁の下の力持ちのところでは、なかなか定数だとか予算配当なんかの機会がないのです。それでなくても定数を減そう、予算を減そうということで、ギュウギュウ、ギュウギュウ絞り込まれておりますので、なんとかそれを食い止めようというところです。つまり広報普及的な事業をやったからといって、定数を守るのにいっぱい、予算はシーリング、80%減らされたらそれ以上減されんようにするのが精いっぱいというような状況でして、そういう状況が現在であります。

最初期の頃は文書館が理解されておりましたから、いつ文書館がなくなるかということで職員たちは危機感を持っていたらしいんですが、いまはそういう危機感は持たなくてもよくなりました。しかし、やはり基礎部門の機関の基礎的な仕事があってはじめて歴史研究者の方々から研究していただけますし、またマスコミ等、出版界等からも、様々な研究、出版物等、あるいは番組制作等をやっていただけるわけですから、どうしても文書館のそういう基礎的な仕事を理解してもらって、予算とか定数を減らされないように頑張らなければいけないということでもあります。以上で、前半の話を一端置きたいというふうに思います。

伊藤 ちょっと質問させていただきます。いまおっしゃった文書館の行政担当はどこでしょうか。

戸島 図書館から分離独立したという経緯がありますので、最初は教育委員会社会教育課の出先の機関として位置づけられました。図書館と一緒に考えられていたからでしょう。ところがその後、社会教育課の中の文化財保護係と文化係が独立をして文化課という1課になりましたので、そのときに文書館は文化課のほうに所管替えになりました。

伊藤 それも教育委員会の中ですか。

戸島 そうです。そして、そのとき博物館と文書館が文化課のほうに行って、社会教育課のほうには図書館と視聴覚センターの2つが社教のほうに残りました。しかし、いまだに予算上は社会教育費という中に、文化財保護課や、あるいは文書館、博物館の予算は位置づけられています。文部省レベルでいいますと社会教育になります。

伊藤 この職員ですが、職員の中で行政の方もいらっしゃるわけでしょうか？

戸島 はい。

伊藤 専門職の方と行政の方と、どれぐらいの割合でいらっしゃるわけですか。

戸島 現在は館長と総務係の主任主事、この2人が行政職の採用、本籍です。それから残りの6名が研究員、あるいは年を取りますと専門研究員ということになるんですが、研究職適用です。その6人の中が、少し変更もありますが、だいたいこのところ、3人が教育委員会事務局専門職員として特別採用された、特別選考をされて入った者でして、残りの3人が教育職員として採用された者です。教員として採用された者の中から人事異動で文書館のほうに移動するという形です。つまり、事務局職員としての、行政の人たちはプロパーと呼ぶんだそうですけれども、プロパーの者が3名と教員が3名ということです。それがこのところずっと続いて、10数年きているかと思います。

伊藤 その教員の方は定期的に異動するわけですか。

戸島 たいへん異動は少なかったんですが、だんだん異動が多くなってきたというのが実態です。

伊藤 そのプロパーの方はずっとそこに、ご自分で辞めない限りはいらっしゃるということですか。それとも、これも異動の対象になってしまうということですか。

戸島 教育委員会事務局は、この歴史関係で特にプロパーとして採用された者が仕事ができるところといえますと、ひとつはこの文書館ですね。それから、博物館の歴史部門があります。それから、いまは文化財保護課ということで、芸術文化の係が知事部局の文化振興課のほうに行っただけで文化財保護課になっていますが、文化財保護課の文化財保護専門員です。この3つぐらいが教育委員会の、歴史を専攻してきた者の、事務局職員として選考された人たちの行くところだと思います。

山口県文書館でいろんな文書や記録を見ますので、ここから博物館へ行ったり文化財保護課に行ったりします。そういう形でまた文書館に戻ってきたりと、この3つを動くぐらいですが、先ほど言った山口県史の編纂が知事部局のほうの文化振興課の出先に県史編纂室という形でできましたので、そこに教育委員会のほうのそうしたものが、知事部局へ出向という形で行って歴史編纂をしますので、もうひとつ増えたかなという感じです。そのへんを異動する人たちです。

それから、教員として採用された者は、県立学校、主には高等学校ですけれども、そこから教育委員会事務局とか、あるいはその出先の文書館とか博物館とか、そういったところに来ます。それからまた教育現場に帰っていくということもあります。それから、市町村立の中学校・小学校も、採用は県の教育委員会がしますので、そうした義務制の学校のほうから文書館に来たり、その人がまた義務制の学校に帰っていったりします。私はもともと教員の出でして、本籍は教員です。25歳のときに文書館のほうに異動して、そこで初めて文書館を知ったんですが、「文書館！え、なんですか？」というような感じでした。それから県立高等学校のほうへ出て社会科教員を11年して、また37の年に文書館の

ほうに専門研究員で戻されて、そして14年ほどおりましたか。そうしたら今度は文化財保護課のほうに行かされまして、2年ほど文化財行政を担当して、そしてまた県立文書館のほうに戻ってきています。だから、文書館では25、26のときと、37から14年ぐらいで、52の年までです。それから2年間、教育委員会事務局のほうに行っておりましたから、54で戻ってきて3年目ということで、3度ほど文書館を経験しています。通算でいいますと、25で文書館を始めて、文書館のモノ字を知って、いま56ですから、30年間ほどを文書館の中にいたり、あるいは学校にいたりして文書館を見てきたという人間です。

伊藤 教員の方がそこに配置されて、すぐに作業ができるというものではないでしょうか？

戸島 はい、まったくその通りです。

伊藤 それはどうなさるんですか。実際の戦力はプロパーと言われる方々が中心になると思いますが。

戸島 プロパーも学卒あるいは院卒を採用する場合と、他の都道府県のそうした史料保存関連の仕事を10年ぐらいした者を、山口県出身者なんかを狙って引き戻すというようなこともあります。そういう形で、異動させて山口県採用にして、という形もありましたので、それによって大きく違います。また、教員を文書館に人事異動で異動させる場合も、私の場合は25のときで、全く文書館を知らなかったものですから、最初は何も役に立たないで、居るだけでした。そのときは山口県置県100年ということで、山口県政史、つまり100年間の政治史というテーマで2冊を編集していました。5ヶ年計画で最後の3年目・4年目の執筆段階で定数がわっと倍増したときに、最後の定数の穴埋めで僕なんかは入れられましたので、びっくり仰天です。2年間でいちおうその事業が終わって、また定数が元に戻るといえるとき、真っ先に目指していた教員のほうに手を挙げて戻してもらったわけです。そのときは県政100年史で近現代の担当でしたから、割り当ても少なかったですから、何とか書いて出たんですが、しかし、同僚の昔からいる人たちは、さっきいった萩藩閥閥録という、中世文書集なんかを出版しているわけですから、それを横目に見ながら、あんなのはかなわんなという感じでありましたが、やっぱり高等学校に出ている間、本当に中途退学みたいにして逃げたような格好で離れておりましたから気になっていて、高等学校に勤めながら、古文書を読む会を周りで見ながら、立ち上げながら仲間と一緒に続けて、なんとかなるように、ということをしておりました。

それから、新卒で来たものと途中採用で来た者とは、スタートの地点では大きな違いがあります。こうした古文書資料に対して、読むだけでなく、それを的確に目録にしていかなければいけないとなると、何かということがわかって表題をつけなければいけませんので、ものすごい力量が要ります。読めることと表題をつけて目録を作っていくこととは雲泥の差がありますので、若い者は一気に、特に古文書資料のほうの目録を作るという仕事は割り当てられないということです。戦後の行政資料とか、あるいは行政文書（ぶん

しよ)とか、そこらでなんとか読める、扱いができるようなところからさせていって、先ほど言った古文書講座の講師なんかを一律当てていって、そこで古文書等の解読術を身につけてもらって、5年か6年か後には、なんとか古文書の整理とか目録化ができるように成長してもらおうという役割分担を考えています。

伊藤 いまのところ、うまく行っている状態ですか。

戸島 一人一人の資質、あるいは目標ですね。やろうと思って積極性がある者はめきめき上達しますし、それほどでもなかった者はやはり上達が遅いということですから、そこを見分けながら、年々人が変わる中で一人ずつくらい変わりますので、その中で役割を上手に回しながら進めています。固定していけばスピードは上がるんですけど、全体の力量が上がりませんので、やっぱり一定期間して、特に文書の調査・収集・整理・目録づくりというところは少しずつ異動させて、どれもできるようにしておかなければいけないかと思っています。

どれもできるようにしておかないと、毎日、日常業務としての閲覧提供サービスがありますので、いろんな時代を研究する方が、いろんな層の人が来ますので、その人からいろいろ相談を受けて的確に答えるようにはなれません。どの分野も縁の下の仕事のところで分担をしておくというのが的確に閲覧サービスができる力量の高まりにつながりますから、やはり分担を少しずつ異動させたいという気持ちを持っています。

当然、利用者からいろいろ相談を受けて分からないのは、それぞれの分担なり、あるいは昔、そこらへんをしていた得意な者のところに聞きに行って、それでまた上の閲覧室へ行ってから答えをするというような形になります。つまり、事務室での調査・収集・整理目録づくりという仕事と、閲覧室の最前線で研究者、利用者への対応という二面性がありまして、特に下の事務室のほうの仕事が縁の下の力持ちということで、いちばん大事な仕事になっているかと思えます。

伊藤 その縁の下の力持ちの人たちの確保といいますか、それは一応いままでのところはうまく回っていたということですか。

戸島 文書館の専門職員は、採用とかあるいは異動とか、その権限が館長権限からだんだん主管課、文化財保護課の課長の仕事になってきたり、さらには教育委員会のもう少し上の次長あたりの仕事という形で、上のほうに上のほうに主導権を取られはじめていますので、思うような力量を持った学生だとか、あるいは県外に行っている山口県出身のそうしたことの得意な者に館長判断で白羽の矢を立てて、特別選考できちっと採用するようになるということがだんだん難しくなっている傾向にあります。

伊藤 だけど、上のほうに行ったからといって、その上の人たちが具体的に人選ができる能力があるわけではないんじゃないかなと思います。

戸島 したがって、職場の長である館長が、そういう選考委員の1人としてももちろん入っ

ている形式は保たれてはいるんですけども、発言権というか、その推薦が絶対ではなくなってきた。

伊藤 そうすると、他の委員の推薦ということがありうるわけですね。それは、そういう能力のある人を推薦してくる？

戸島 いままでのところでは、所属の長が大学などに依頼をして、複数大学で複数の人の推薦を受けて、書類選考をして3名ぐらいに絞り込んで、そして論文審査とか面接とかをして、そして最終的には教育委員会部局の次長あたりのところで合議して決めるという状態です。それを教育長が最終的に決定するというのが実能です。これは、教育委員会の中では、美術館の学芸員あたりはほとんど大学・大学院等からの推薦を受けてやっています。文書館とか博物館あたりでは、教員の中から適任者を選ぶという形であれば幅広く適任者が見えているから、わりと的が外れることはないんですが、やはり大学から推薦を受けるといことになると、県の選ぶほうが誰も知らないという状態ですから、どの大学にどの先生に推薦をお願いしようかということがいちばんのポイントになってくるかと思います。その場合、所属の長は、「これこれこういう大学のほうから推薦を受けたい」という形で、そこらへんは言わなければいけないわけです。

伊藤 いまの職員の分担のことは分かったんですが、いまの分担で言いますと、新しい史料を発掘するというのは、どの係がやるんですか。

戸島 民間の古文書資料は、諸家文書を担当している者が1人なんですけれども、その者が係になります。それから、親機関である県の教育委員会だとか、あるいは知事部局や議会とか、さらにはいろんな行政委員会がありますが、そこについては行政文書（ぶんしょ）の担当と行政資料の担当がすることになります。

伊藤 すると、県は県庁の文書をどういう形で文書館に移行させるか、そのルールが決まっているわけですか。

戸島 形式的には決まっています。つまり、山口県庁の総務部の学事文書（ぶんしょ）課の文書（ぶんしょ）係というのが主管課になります。それが文書（ぶんしょ）の作成から保存、管理、さらには廃棄までをマネジメントします。その仕方が、文書（ぶんしょ）取扱規程という形で定められています。その43条でしたか、その中に文書（ぶんしょ）を作成している主務課ですね、つまり、各課の課長になりますが、それは保存年限が終わったもの、あるいは永年文書（ぶんしょ）に指定していたけれども、永年を解除することができるものですから、それを解除したものなどについて文書館長と協議をして、文書館長に引き継ぐことができる規程になっています。しかし、それをスムーズにし文書（ぶんしょ）が流れるようにするためには、積極的に文書館のほうから足を運んで事ある毎に接触しておかないと、有名無実化してしまいますので苦勞があります。

伊藤 いつのまにか廃棄されてしまうという。

戸島 はい。したがって、学事文書課の文書係の主任マネージャーときちっと連絡を取り合って、そうしたシステムなり、運用を変える場合には、的確に文書館を協議の中に入れてやってくれるという形にしなければいけません。それから、年々一度、廃棄文書が出ます。保存年限を決めている文書（ぶんしょ）が、たとえば3年保存であれば4年目に廃棄処分になりますし、5年保存文書だったら6年目が廃棄になります。あるいは10年保存でしたら11年目で廃棄が出てきます。したがって、毎年、1年に1度ほど廃棄予定文書の一覧表をバーッと、いまはコンピュータ化されていますので、廃棄予定文書一覧という形で打ち出して、それを文書（ぶんしょ）を作って管理している主務課の課長に渡して、これが廃棄予定文書（ぶんしょ）ですと示しています。点検をして廃棄すべきものは廃棄しなさい。それから文書館に引き継ぐべきものは引き継ぎなさい。また、保存年限を延長するものは延長変更して管理を続けなさい。というような形で文書管理をしているわけです。その廃棄予定文書リストを文書館のほうに毎年積み上げて渡してもらって、その中からわれわれが、リスト上ですけれども、県の管理の下にある文書（ぶんしょ）について、これを引き継いでほしいという希望を出します。ただ、これでは実態が見えませんが、過去の5年とか10年間のデータとつきあわせたりして評価選別しますが、完ぺきではありませんので、昔ながらのやり方をいまだ続けています。つまり、以前から文書庫で保存していたものを取り出して、廃棄直前に1ヶ所にプールして並べて、そして焼くものは焼く、あるいは古紙再生業者のほうに渡すものは渡して処理してもらう形でプールしているんです。そこへ文書館職員が全員で行って、現物を全部見わたして、1週間ぐらいかけて、現物の中から評価選別をして残していましたが、そのやり方も続けています。10年ほど前から文書管理がコンピュータシステム化されましたので、リスト上の選別にプラスして、やはり本庁についてはそういう昔ながらのことができますのでそれを行って、その両方で収集することをしてしています。ただ、文書館側の収蔵能力に限界がありまして、もう溢れておりますので、たくさん選べないという物理的な制約から、どんどん、どんどん少数になっています。少数を選び出そうとすればするほど難しくなるという状況です。選ばなければ、ものを動かせばいいということだけで簡単ですが、評価選別はどんどん厳しくなります。極端な例ですと、そんなに取るから書庫が足らんことになると言われてたり、乱暴な言葉を受けたりしますけれども、その板挟みの中で評価・選別・収集を、行政文書についてはしているということです。そういうことで、特に生の行政文書は量が多いですから、数は少なくとも量が多いですから、場所を取りますから、その収蔵点数が少なくなってきました。逆に行政資料については、種類も絶対量も増えています。これからも作る数も増えて、種類も増えていきます。これについては、細大漏らさず、県が作っているものはすべて押さえるという形で、最大限に取っている。行政文書はどうしても極限されてしまいますので、行政資料のほうで全体像を、県全体が何をやっているか、いま何が問

題なのかということを残しています。大事なところはたくさんの人に見て活用してもらいたいがために、この行政資料という形で複数部作って関係機関に配るわけですから、それをきちっと押えることで、なんとか行政文書全体の量的な削減をしなければいけない、行政資料でそのへんのカバーをしようかという考え方になってきています。

伊藤 歴史資料と現用文書との間のグレーな部分がたくさんあると思うんですね。実際に行政の側も、文書館に入れておいて自分がすぐ利用できるようにしておく、たいへん便利なはずなんです。だけど、なかなか最近では過去の事例をあまり顧みず行政をやるというような格好に、忙しいからなっていますよね。だけど、しばしば起こることは要するに「あのときはどうしたんだっけ？」というので史料が残っていない、それで幸いなことに文書館に残っていたというふうなこともありうるわけですよね。

戸島 はい。

伊藤 ですから、行政と史料館は、本来はいい関係であってしかるべきだろうと思うんですが、そういう感じではあまりないのでしょうか。

戸島 だんだん疎遠になっていくというのが結論です。つまり、われわれには江戸の藩政期の文書の残し方・管理の仕方・利用の仕方と、現代の文書の残し方・管理の仕方・廃棄の仕方、両方が数百年にわたって見えるわけです。そこで気づくことは、やはり近世は基本的には先例主義ですから、きちっと日々刻々記録化をするという形で、特に日記ふうに記録をつけておくということが行われていた時期かと思います。それが近代から現代は、いわゆる先例主義から法治主義になってきて、規則主義といいますか。法律や規則、あるいは県では条例ですが、それに照らして現在の行政をするという形ですから、先例を重視しなくなってきた時代かなというふうに見ております。だから、文書を作成し保存している主務課が、1年を終わって、1年間の文書を文書管理する学事文書課の専用書庫に移して、3年とか5年とか10年保存するんですけども、それも少し緩くなってきた。きちっとしなくなってきている傾向があると思いますが、この学事文書課の書庫で行政的な保存年限だけをきちっと保存しておけば、いまは、先例を見ようというときにはそれで事が足りているということかと思います。

そこで、行政的な価値がもうないということで廃棄になるわけですし、その廃棄のあとに山口県の場合は、山口県文書館が歴史的な価値という別の観点から、行政的な価値ではなくて歴史的な価値があるという判断から拾っている。悪い言葉では拾って残しているわけだから、それは捨てたものだから、煮て食おうと焼いて食おうと、教育委員会の文書館が責任を持って集めればよいということで、一応は情報を流してくれるんです。ただ、そうはいつでも、行政のそうした必要上で集めたり作ったりした情報は、30年経ったからといって要らないというものばかりではないし、どうしても必要なものもありますから、そこらへんは文書主管課できちっと持ちたいと思っていますし、反面、もう行政的に要らな

いと思っても、文書館側のほうの引き継ぎをして歴史的な文書記録として閲覧提供をするということになりますと、やはりさまざまな障害が発生して、文書を作成したり利用していた主務課のほうにいろいろやっかいなことになるかもしれんというような思惑があり、引き継ぎを希望されても、すっきり丸々その通りに渡すという傾向が、いまは少なくなってきました。特に個人情報保護法、あるいは県では条例の制定ですが、いまその観点から非常に、そうした先でなにか厄介な困ったことになっては困る、問題を起こしては困るという、なますをふくようなムードがあって、文書館への引き継ぎをすっきり丸々認めてくれない状況になってきています。そういう問題では、この情報公開あるいは個人情報保護の主旨が本当に理解されて、スムーズに文書館のほうに移管されるには、時間が必要かな。いまはそういう意味では冬の時代かなと思っております。

文書館の側としても、古くなって、行政的な価値がもうないということで移管を受けてから、それを即、閲覧提供することが、本当に問題を起ささないかどうかということ厳しく吟味して、そして問題が起きないような形での閲覧提供をしなければいけない。そういう体制を作っていくということは、いま国も都道府県も要求されているように思います。といいますのは、情報公開制度で主権者に公開していく公開の仕方と、歴史的な段階に入ったということで、文書館制度での閲覧提供の公開の仕方が、本質的に違うからです。どこが本質的に違うかといいますと、それは文書館での閲覧提供は、不特定多数の人に公開をする。しかも、行政簿冊文書がいちばん問題になりますけれども、それを丸々閲覧提供して、どの部分も見れるということです。ところが、いわゆる行政が現在用いている現用文書という形で、行政の管理の元にあるものについての情報公開制度は、県の条例では情報公開を請求できる人が誰かという資格の審査がまずあります。県民だとか県内に職場を持っている者とか、そういう形でまず大枠が設定されています。県外の者とかよその人は請求権がないという形であったりとかです。それから、誰の情報なのか、という点です。他人の情報だと請求されても公開できないが、本人の情報であれば本人に開示することはできるとか。あるいは、どの情報かということで、情報の的を絞って、開示してもらいたい情報を聞いて、その情報だけを出すという制度です。極端に言えば、一冊の簿冊文書の中の1ページなりをコピーをして開示すればいいという制度ですから制限があります。文書館では、時間的な差がありますが、請求された一冊の簿冊文書がそのまま出て来て、どこでも誰でも見れるという公開の仕方ですから本質的にそこが違います。そこから、個人情報の保護の点で、そういう文書を作って管理している側のほうは、誰が見るか分からないようなものを、古くなったからといえども、文書館で不特定多数の者に公開することは、ちょっと待ってくれということになっているのが現状です、そういうふうな気持ちになる心情も、私どもは分かります。県の同じ職員をしておればですね。

伊藤 さっきのお話で保存のスペースの問題が出ましたが、これは何か将来的にいま計画

があるのでしょうか。

戸島 現在ありません。ずっと毎年、要求しつづけていますけれども、予算的には要求ができません。口では言い続けていますが。これは、文書館システムを作るとき、いちばん考えておかなければいけない点であろうかというふうに思います。

つまり、向こう何年間の文書を保存していっぱいにするのかという、その計画をきちっと定めておいて、その時期が来れば当然、その次の向こう何年間かの収蔵スペースを増築をするなり、第二分館を作るとか、そういう計画をまず立てておくことが大事だと思います。その中で、われわれ文書の収集を担当する専門職員は、1年間の割り当てのスペースがこれだけなので、その中に収まるいちばんいい文書記録を入れるという形で、1年の収集量というのを、やはり自覚的にきちっと定めておいて、そして30年でいっぱいにする計画であれば、30年間すればきちっと予定通りそれが満杯になるという、そういう見通しで仕事しなければいけないかと思います。とにかく新しく書庫ができたときには、「向こう30年間」という形で建ててあるんですが、最初はどんどん入れてしまうのです。評価選別というのは、文書を廃棄に回すというのは、しにくいんです。いうなれば死刑執行するわけですから。だから、どうしても最初は多めに多めに取ってしまって、だんだん10年、20年経つと、もういっぱいになっているから、入らないから、尻すぼみになるという形で、30年間トータルで見ると、バランスが崩れるわけです。

伊藤 つまり、ある文書はここまではあるけれどもここから先はないという問題が生じるわけですね。

戸島 そうです。そういう意味で文書館の専門職員側の責任として、計画的に平均化していったって、30年間でいっぱいにする。だから、30年経ったら最初の計画通りに次を増築してもらいたいという形で仕事していかないと、財政課なり当局は納得してくれないかと思えます。そういう意味で、分かりやすく言えばこういうことかなと僕は考えて言っているんです。山口県文書館を40年やってきたと。途中で1回、古い館から新館に移っていますけれども、それでも新館の書庫をつくった担当者は、10年したら当面設置したこの書庫は満杯になるから、増築ができるように敷地は残している、書庫を延長することができるようにしたとっているんですけども、それが予定通り増築してもらえなくて、いまはもう20年来ているんですとかね（笑）。そういうことですね。

伊藤 ほかの県で聞いたんですけども、廃棄文書の中でもいつそれがまた必要になるか分からないということで、マイクロフィルム化をしてほとんどの文書を保存するということを考えているところがあるようですけれども、山口県では、それは全然問題に上がってないのでしょうか。

戸島 マイクロフィルム化は、まず文書を作成して管理している行政的な第1段階で、マイクロ化していったってコンパクトにするという、一つのやり方があるかと思います。そうさ

れた場合は、それが一定年限経って文書館のほうに来ますので、文書館のほうではそれをさらにもっとコンパクトにするという形は——たとえば電子化するとか、方法はあるかもしれませんが——当面はまだだないと思います。ところが、そういう行政側の文書を作成保存している当事者たちの仕事の結果が、いわゆる紙のままの状態であるとして、それが文書館側に移管されてきて、文書館のほうで収蔵しきれないのでなんとかコンパクトにするためにマイクロ化するというのも理論上はありうると思います。また、それをやろうとした公文書館もあったようですけれども、結局は成功していない。

文書館でのマイクロ化は、何のためのマイクロ化ということになりますと、収蔵のためだけでは意味が乏しいということでしょう。収蔵した文書記録は、今度は歴史的に利用されるために収蔵するわけですから、証拠価値という面から、また利用の難しさ、見にくさという点で、あるいは閲覧出納していく職員の手間という点からして問題があります。マイクロ化すればするほど、やはり証拠価値は減ってきますし、また利用上の点でも、機械で呼び出して見ていくというのは、利用者側も疲れて、年を取ってくると嫌で、やっぱり原文書に越したことはないということです。証拠価値からしても利用の上からいっても、その時代を読む雰囲気はやっぱり現物に優るものはありませんので、研究利用者や歴史的な利用をする方々、あるいはその方々のサポートするわれわれ文書館職員アーキビストからも、やはり現物主義をとるべきだというふうに考えています。山口県の場合は、文書館に来てからの文書を、コンパクト化するためにマイクロ化するという仕事はやっていません。やるつもりは、いまのところはありません。

お金で換算しても、そのほうが何十倍とお金がかかると思います。現物をそのまま保存するほうが、ぐっと安上がりで、しかも物としてはいいわけです。将来古くなれば、明治期の文書が重要文化財指定も始まってきています。マイクロフィルムを文化財にすることはまず考えられません。そういう意味で、歴史的価値や文化財的な価値につながっていきますので、現物主義を取るべき文書館だというふうに考えています。

伊藤 文書館というよりもむしろ行政の側でそういうことを、つまり文書を廃棄するんじゃないかと残していくためにそういうことをやるということは考えてないわけですか。

戸島 現用文書、つまり行政が現用している段階でコンパクトにしようというところはいま増えてきていると思います。山口県の場合はまだそれが無いということなんですけれど、そのうち山口県もそこを計画してくるかもしれません。そうなってくれば、そうしたものを山口県文書館が、いまのシステムでは受け取らなければいけないので、それを読み取る機械だとか手当てをして、閲覧提供につなげなければいけないということになってくると思います。

伊藤 話は変わりますが、全史料協の中で、他の都道府県で、文書館ないしそれに類似するもので、これは非常にうまくやっているなどお感じのところはありますか。

戸島 いわゆる行政文書がスムーズに公文書館なり文書館に来て、歴史的な利用につながっているという意味ですね。

伊藤 そうです。

戸島 山口県文書館は先発の文書館ではあるんですけども、先発の悲しさといいますか限界ということでしょうか、先発であることによる後進性ということがありまして、「古さ」という面倒があります。いま後発館が次々できてきています。先発館が突き当たった壁だとか問題点などをうまく学習しながら、そこを乗り越える形でシステムなり運用をセットして、よりよい後発館としてスタートを始めますので、後発館のほうがむしろそういう意味では先進館といえるような状態になっていると思います。先発館が必ずしも先進館ではないし、後発館が必ずしも後進館ではないということです。むしろ、後なるものが先へという状態で、新しい公文書館・文書館のほうがいい制度になっているという点があります。

その例としては、私が知っている範囲では、秋田県公文書館、沖縄県公文書館、あるいは神奈川県立公文書館など。そこらは後発館であるがゆえにいい制度にしてきました。ただ、それも制度としてみればうまく行っているかなと思うけれども、実際に運用している職員の人々は、やっぱり新たな問題が生じてきていて、悲鳴も聞こえてきます。つまり、神奈川県で言えば、いわゆる現用文書としての管理を、いちばん長い保存管理をするものを30年に限定してしまった。そして、30年を過ぎたものは、ある意味では自動的に歴史資料として、今度は公文書館の閲覧提供の対象にするということにしたわけです。ところが、やはり収蔵する量的な制限、限界がありますので、30年間現用文書として長期に保存されてきたものを、そこで評価選別をして歴史的に、減していったら残そうとすると、文書を作成して長期保存してきた文書はそれなりの理由があって30年まで来ているんですけども、31年目に必要なくなるというものではないことに問題があるわけです。

つまり、公文書館側としては歴史的な判断で保存するかしないか、もう1回評価選別するわけですから、そのときに、文書をつくった人たちがいつまでも保存してほしいと思っていたところが歴史的に評価されて無くなったということがおこると、「おいおい、あれを捨ててくれちゃ困る」という格好で、そこからクレームがつくと、公文書館側の評価選別した専門職員たちはお手上げということになるわけです。何のための区分かと。一義的にはやはり文書を作り保存している、一次的な価値で、そこから判定をしていって、本当に要らなくなったところで歴史資料に繰り込むということをしなさいといけないんじゃないか。機械的に30年経ったら、歴史的な評価選別をして量を減らしてもいいということになると、いまのような問題が起こる、ということを知っています。

しかし、当然、保存・管理している文書のすべてが、神奈川県公文書館で現物を見ながら1年間かかって評価選別をしていいものを残せるという、その評価選別の作業の上で

は現物主義でいけますから、大変なメリットなんですけれども、やった結果が必ずしも行政側の期待通りではないという、食い違うという問題点が出てくるようです。

伊藤 またちょっと話が変わりますが、「山口県文書館案内」を見ていますと県議会の史料はないように思いますが、それは別の文書管理になっているのでしょうか。

戸島 山口県の場合は、どこの県もそうだと思いますが、知事部局と議会事務局とは、組織上縦割りで違いますから、その公文書も別管理になっています。県議会事務局の総務課が文書を管理して、山口県の場合は、議会事務局の側から山口県文書館に管理を委ねられて、実は古いところの現物が来ています。具体的には、明治12年からの県議会議事録というトータルな名前で作成されている議案とか決議録等です。少しは庶務的なものも入っています。それらが、昭和34年か35年ぐらいのところまでは、すでに文書館にきているんです。それ以後は、まだ議会事務局の文書管理の状態が残っています。

伊藤 今このリストを見ると、議会というのはぜんぜん出てこないものですから。

戸島 それは、移管は受けているんですけれども、文書館の閲覧制度で対応していいか悪いかということを受け入れ当時の担当者がきっちり約束をしていなかったことがあって、ただ場所だけ移しているという状況に近かったんです。それ以後、議会事務局の総務課の文書管理をする担当者との間で話をして、次のようにしようということに変えています。

つまり、もともと議会というのは、主権者である県民に公開をするのが建前でありますので、議会議事録を主権者県民に見せないということは、やはり建前上、問題があるということで、総務課の担当者は、「そういう希望が出たときには事務局のほうに連絡してください。それで、その方がどういう方なのか、どういう目的で見たいということかということ聞いて、そして判断をしましょう」ということにして、実際は文書館の閲覧室で見ただけという形で対応してきていたんです。しかし、それも非常に少なかったら問題はないんですけど、かなり頻繁に起こってきますと面倒くさいので、それもやめて「文書館に一応任せましょう。次のようなときには、一応問い合わせをしてください。こちらで確認をして返事をしますから」ということになりました。その「次のようなこと」は何かというと、特に議案を修正をして議決をした場合がある。その場合、後で少し修正を加えられたりしているものは、そういうことがきちっと書き込まれているかどうかを確認して、ちゃんとそれができたものとして公表すべきだというようなことで、そういう点をチェックしたいというようなことでありました。ただ、文書館で収蔵している議事録という膨大な数百点の簿冊文書を、その1冊ずつの目録を閲覧利用者が手にとって見られるような状態にするのは、あまりにオープン度が高すぎるから、いちおう文書目録のほうは閲覧室に挙げないで、昔ながらの状態にしておいてくださいという注文がついていて、まだ文書館案内にあげてないという状態なんです。そういう意味では、フリーハンドで文書館の歴史資料となっていないことかなと思っています。

伊藤 本来は、いちばん公開すべきところですよ。

戸島 はい。こちらも、と言っても私なんですけど（笑）、チャンスを見ております。少なくとも戦前期、制度が変わった戦前期のところは、フリーハンドでこちらに歴史資料として任せて欲しいということを言おうと思っておりますが、それも担当者がどんどん代わってきていますので、やはり理解のある担当者と話をして、そこで決着をつけたいという、ひとつタイミングを見るということです。もうひとつは、何か大きな理由があるとき、たとえば先ほど、文化財指定が公文書について始まったということを行いました、そういったようなチャンスを待っているということです。つまり、文化財指定をするということで、それを管理している議会事務局あるいはその背後にある議員さん、あるいは県民、そういう人たちに、これが文化財として、文部省のほうの認めることなのかということを知ってもらいたいのです。喜ばれる機会をうまく使いながら、文化財保護法で指定をすることは、保存をすると同時に公開を義務づけるものでもありますので、その公開性をまっとうする意味で、その対象範囲のところを歴史的資料として、文書館のほうに全面任せて欲しいという形で、うまく 100%移管を果たして、文書館のほうで閲覧提供できるようにしたいと、そのチャンスを狙っているということです。

伊藤 現在の議会の議事録は、印刷されて配布されるのではないんですか。

戸島 はい。議会が終わるたびに、議事録・速記録等が配布されます。そのほうは問題はないのです。それは議会事務局でやっているわけです。そのためにずっと保存しているわけです。その昔のところは文書館に来ているという状況なんです。

伊藤 いま現在の議事録は、即、見られるわけですね。

戸島 はい。たくさん印刷をして、保存もしやすいようにしていますし、関係のところ配っています。過去の議案と決議録とは余り違わなくて、ほとんどは議案の上に何年何月決議という形で処理されています。一部修正が加わっていることがありますけれども。

伊藤 議事速記録じゃないんですか。

戸島 速記録も出してますけれども、議案とその議案が決議されたときには、その上に決議と書き加えられて、それが保存されているわけです。

伊藤 いや、保存でなくて、一般の県民が今日の県議会で何があったのかを知ることは、議事録でできるような仕組みにはなっていないわけですか。

戸島 その議会が終われば即刻可能になっているかと思いますが、その日その日はマスクとかに公開していますので、議会そのものは公開されています。いま、秘密会というのはあるんですかね。

伊藤 あると思いますよ。

戸島 それについてはそうはいかないと思いますが、スピーディーに公開していますね。

伊藤 いまのものはスピーディーに公開できて過去のものではないというのは、なんか

理由があるんですかね。

戸島 そこらへんを、いまのものはそうやってどんどん現在進行形で県民に公開していくんだから、そしてそれをちゃんと保存しているんだから、何 10 年か前のこのグループはもういいじゃないかと、そういう説得の仕方が大事だと、いまアドバイスして下さっていると思うんですけども、まさにそうだと思います。

伊藤 信じ難い話だなと。

戸島 私もそれが行政マンの性みたいなものだと思うんですけども、右向いて左向いて、よその県はどうなんだ、どうやっているんだというような格好で、みんなで渡らなければなんか恐ろしいというような感じがあるんでしょうか。それと、担当者がやはり判断に窮するということだと思います。こちらが無理矢理、結論を出してくれというのは、決めてもらわなければいけないことになりますから。そして、つい矛先が鈍るんです。というのは、総務課の文書を管理する担当者が係長ぐらいで、それが補佐だとか課長にどう説明するか、総務課長はさらに議長のほうまでどう説明してOKを取るかとなると、そこでもう気が滅入るんでしょう。だから、理解のある課長のときは、そのぐらいいいけれども、しかし目録までオープンにするのは、ちょっとと、今までしてないんだからそのままにしておってくれという格好で、じゃあ一步前進ということで、こっちもそこで了解しているんですが、何か議会で問題になったりすれば一気に公開されることになる可能性はあると思います。微妙なところをいきなり質問されたりして(笑)。山口県はそういう状態ということですか。どこかがしっかり公開してくれれば、あるいは山口県で最初に公開すればどこもやりますということかと思うんです。横並びはやっぱりありますね。

伊藤 あと後半で少し近代の文書についてお話くださるということのようですので、いままでの話でご質問があったらしていただいて、休憩にしたいと思います。

季武 閲覧者のことをお聞きしたいんです。3000人というのは1日平均すれば10人ぐらいで、相当多いんじゃないかと思うんですけども、閲覧者数は職員定員を維持するためにも多くするというのが大事だと思うんですけども、この内訳はどういう感じなんですか。たとえば年取った人とか若い人だとか、あるいは行政の方だとか……。

伊藤 僕は想像するに、町村史を編纂するとか、そういうときに来るんじゃないかなと思います。違いますか。

季武 それにしてはこの数年、ずいぶん伸びていますよね。

戸島 11年度が記入されていませんが、閲覧者の延べ人数は3019です。12年度は、いまのところ昨年より少ないかなという感じですが、まだよく分かりません。この内訳は、年報という形を出してしまして、その内訳表があります。なぜ増えているかということは、ひとつは、やはりこうした所蔵している文書の所在を目録にして何百部も刷って関係機関等に配りますので、東京だとか遠くの方でもこれを見てあたりをつけておいて、山口県文

書館に来てすぐ閲覧請求できるということが、基本的なことですが、遠くの方が利用できるようになってきた地道な、けれどもいちばん王道での利用者の増え方だと思っています。

それがひとつと、いまひとつは、山口県自身のこととしては県史編纂が始まって、これが8部会の編纂体制で、古代部会から民俗部会まで、近世部会とか近代部会とか中世部会とか、8部会あって、そこがもうさかんに利用しています。中世部会、近世部会、近代部会が文書館の藩政期の文書、あるいは県政期になってからの文書を、毎日3人、4人が来るということがあります。リピーターとして、カウントすれば増えてくることになります。いまひとつは、山口大学が、特に人文系の歴史研究の分野が大学院を持って、大学院生たちが日々通ってくるという、そういう大学の教育機関が充実したことが原因です。また、山口大学の大学院生だけではなくて、学部卒業生が隣の広大とか九大へ行って、また、もともと学部時代に文書館で文書の全体像を見たり使い方を知っていますので、山口に帰ってきて史料収集するということで、大学院生が増えてきたことなどが、この数の増加につながってきているかと思います。

季武 そうすると、山口大学が熱心に教育を始めたということなんですかね（笑）。

戸島 そうですね。特に熱心な若い先生が来られて、学生を三回生、四回生の頃に古文書演習のあたまで文書館につれて来て、何度かオリエンテーションして鍛えますから、学部時代から文書館の文書の一部ですけど見て卒論を書いていく。それで大学院に残るとまたその延長を研究するという形で、学生がカウントを伸ばし始めたということだと思います。

季武 じゃあ、基本的には一般の方はそれほど増えてないということですか。

戸島 ええ、そういうことになります。市町村史の編纂はどこかでコンスタントにやっていますからありますけれども、むしろ少なくなる感じです。ちょっとブームが、山口県の場合は去っているからだと思います。それから、古文書講座、歴史講座をしていて、たくさん人が来られるんですけども、その人たちが必ずしも閲覧利用者に結びつくものではないということです。文書館を理解してくださる精神的なサポーターみたいなものかというふうに思っています。それで賑わっているということで、われわれが予算や定数削減を食い止めるために普及活動をしているという感じです。本当はそこを、僕の年になるともうやめたいんですけど。

小池 3000人は多いですよ。公文書館でも2000人ちょっとですから。

戸島 文部省の国立史料館が1500ぐらいで、うちの半分ぐらいだったと思います。だから、この数が増えてくることは、これに伴う事務が二乗倍で増える感じです。

中見 実はその3000人の中の1人でございまして、小池さんのご同僚だった松重さんのご紹介で、前に中国歴史学会の会長だった戴逸さんという先生が来られて、そのときにお連れして、私もお世話になりました。おそらく訪問者が多い最大の理由は、本当に正統的な文書館で、単に行政文書ではなくて歴史史料から何から含んでいるでしょう。中に田中

義一文書みたいなのがあって。

きょう、はじめのところで面白いと思ったのは、最初の人は非常に卓見で、アメリカのナショナル・アーカイブスの資料まで見て文書館というものを作ったことです。新しいところは行政文書が主体でしょうが、歴史史料、それから明治以降で個人の文書も入れている。これは大変な先見の明があった方がおられたからで、たしか伺ったときに聞いたら、その当時の知事が田中龍夫であって、彼が非常に熱心だったというのを私は館長から伺ったんですけど、そのようなことはございませんか。文書館成立に係わるそういう記録が何かあるんですか。

戸島 実は、文書館 30 年のときに、ちょっと記念行事をしたのと、記念誌的なものを作ろうということで、30 年小史を作成する、その「黒羽の矢」が僕に立ったんです（笑）。それで、設立以前から設立当時、設立後の記録をずっと整理して、1 冊ほどにまとめたのがこれなんです。そのときに、私は先ほど言ったようなことを確認したという次第です。先輩から聞いたのとは違う、制度づくりのところは先輩たちはあまり後輩の私にしゃべってくれなかったんですけど、やっぱり記録はそれを語ってくれたということだと思います。当時の知事は小沢太郎知事です。その前が田中龍夫知事です。田中龍夫知事は戦後最初の民選知事で、そのときの副知事が小沢太郎で、2 代目知事を。そのあとが橋本知事、それから平井知事、そしていま二井知事と続くんです。田中龍夫知事は若い知事でありましたけれども、お父さんが田中義一でありまして、ちょうど『義一伝』を編集している頃でもありました。そのときは知事を離れて国会議員になっておられましたが、その伝記史料保存について、田中龍夫議員が、憲政資料室か山口県文書館かということで、山口県文書館のほうに本体を寄託する形で、複製物を憲政資料室に、フィルムでという形で、ちゃんと田中義一伝記編纂関係史料を、そういう形で位置づけられた。以後も、田中龍夫議員は、自らのものも憲政記念館に置いたり国立公文書館に置いたり、そうして的確に残そうという理解があったことがわかります。

そのあとの小沢知事は、ちょうど秋吉台が、戦前は陸軍の演習場、戦後はアメリカ軍の演習場として使われていて、アメリカ軍の演習場から山口県への返還、国定公園化ということに取り組んでいました。そうしたことを積極的に、小沢太郎知事がワシントンへ行って交渉したりする中で、ナショナル・アーカイブスを見学してきて、それで山口県文書館を許可したということなのです。だから、山口県文書館の設置の起案文書を見ると、小沢太郎知事が赤鉛筆で花押を書いてサインしています。副知事も赤鉛筆でサインしているという状態で、もちろん知事に直接プランを上申するのは当時の鈴木賢祐図書館長であったと思います。鈴木賢祐図書館長は、昭和 34 年に山口県文書館を開設スタートさせますと、そこで東洋大学の図書館学の教授として転出をしていって、10 年も経たないころに亡くなっておられるんですけども、前が図書館人でずっと仕事された方で、東京大学の図書館に

もおられたかとおもいます。つまり、図書館界が文書館界の先輩格でして、特に山口県の県立山口図書館は明治 36 年の設立で、都道府県立では秋田県立の図書館とともに非常に古い歴史を持っています。十進分類も山口県立山口図書館が始めたりとか、あるいは巡回文庫を始めたりとか、図書館界でも非常にユニークなことをしているんですが、いまひとつ、こういう文書記録をきちっと保存していこうと言って、その旗振り役だったようです。初代佐野友三郎館長がそういう人であって、以後 2 代、3 代、4 代と、明治の 41 年以降、全国図書館界のそうした文書記録を活用しようという推進役でもあったことから、たくさんものが貯まっていたのです。それに熱心な、活用する、保存する司書もいたりして、文書記録群を作る主体的な下地があったことと、それをよりよく活用させるためにどうしたらいいかが課題であったようです。特に毛利家文庫という県庁文書の先輩格のものがドーンとくることになって、それを生かすためにはどうすればいいか、ということで当時の鈴木賢祐図書館長は 2 人の若い司書と共に、アメリカのナショナル・アーカイブス制度なんかを、翻訳までして学び取って、文書館制度をスタートさせたということだったのです。そういう内実と、学習して新しい制度を入れるという、その 2 つがうまくミックスして、山口県文書館がスタートしていると思います。

中見 非常に基礎的な質問で恐縮ですが、県の文書館というのは山口が最初でしょうか？

戸島 とにかく日本で文書館はここが最初です。

中見 前から疑問というか不思議に思っていたことがひとつございましてね。北海道も記録の管理がうまくて、県の文書館はもちろんあるんですが、戦前の記録については旧記録という意味で、「旧記」という言葉を使うんですよね。

戸島 はい、そうです。

中見 それから、日本は満州国に文書館をつくったとき、まさに旧記整理処といっているわけですが、この「文書館」という名前を使ったのは、ここがおそらく最初なんじゃないかと思うのですが。

戸島 そうなんです。

中見 これは、「アーカイブス」を訳すとき、北海道なんかはいまだに「旧記」という名前を使っておるようです。満洲国の場合は旧記整理処になっていて、これは言葉の問題ですが「アーカイブス」はいつから「文書館」となったんですかね。それが分からなくて。

戸島 それは、明治期の府県段階において、一応行政の第一線から外れていわゆる文書庫に入れる段階で、それを文書庫と言わずに旧記庫と総称しています。事務室から外して旧記庫に入れる。だから、「旧記」という言葉があったかと思えます。

それから、山口県の場合は、毛利藩の記録を、廃藩置県のときに毛利家の歴史編纂のために持っていくものと、山口県の行政として継続的に使わなければいけないものとに分けていくんです。その分けて県に引き継いで残したものを、旧藩記録というような形で旧記

庫に入れているんです。また、自らが、県になってからつくったものでも、時間が経ったものは旧記庫に収めていくという形で「旧記庫」と言っていることから、基本的には「旧記」という言い方が明治期の伝統的な言い方で、その頃、「文書（ぶんしょ）」という言い方があったのかどうか。「記録」と言っているんじゃないかと思います。

中見 いつから、外務省でも「記録」から「文書（ぶんしょ）」に名前が変わったでしょう。

小池 外務省の場合には、編纂されたもともとの文書（ぶんしょ）があつて、いわゆる日々の文書ですよ。これが簿冊になって記録になるわけですね。外交史料館が作るときに、文書（ぶんしょ）か文書かでこっちもモメるんですが、現在使っているものに、やはり外務省記録というのは完全に先例記録ですから、外務省の場合に完全に先例との対応関係のものすごく明確にありますからね。ですから、あれは文書にしよう。いまのものも、のちのち含んでいくんだということで文書（ぶんしょ）にしたんですね。ですから、外交資料館の場合には、外国文書ではなくて外交文書（ぶんしょ）と言っております。

伊藤 5分ぐらい休憩して、あとのお話を伺うということにしたいと思います。

(休憩5分)

伊藤 お聞きしたいことはいっぱいありますので、再開いたします。恐れ入りますが戸島さん、近代の話をお願いいたします。

戸島 3枚つづりになっている資料を使います。実は言い訳なんですけど、昨日の昼から、そこまではどういうふうにしようかなと考えておったんですが、そこから作業を始めて、5時半で職場を燻蒸するために危ないということで虫と一緒に追い出されて、家に帰ってそこからさらに手元の資料で補充したことなので、未定稿です。データが正確に拾えていませんが、近代の山口県の、特に私文書—わたくしもんじょ—で、しかも国政レベルでのことが読める近代史料をつかむにはどうしたらいいかなと考えていたわけです。それで、文書館の業務の参考資料として図書類を事務室に蓄積しているものが利用できそうだと気付きました。図書館と同居している建物であるために図書購入費はないんですが、県庁各課に保存されていた古い図書類とか、あるいはいまでもどんどん知事献本とか教育長献本があります。それらを文書館は40年間、引き継ぎ引き継ぎ貯めてきたのです。そういうことで、今も参考図書類がほとんどタダで増えてきています。

その中で、伝記のところの図書資料をバーっとリストしてみたら、近代の人物の伝記を集めてみたら、ひとつデータになるんじゃないかと思って作業を始めました。その作業をしているうちに、伝記がやはり手がかりになって、それを編纂をしたときの元の史料が、史料目録みたいな形で出来ている場合が見えてきました。たとえば田中義一文書のような

場合であるとか、あるいは湯浅倉平伝記史料であるとか、そのものが文書館にあるというようなこともありますから、そういうことも考えられるなど思って、右側のほうの関係史料目録等の書名を付け足してみようと思ったのです。

この表を使って、いまはどこに編纂のときの生の文書があるかはわからないが、しかし伝記資料を丹念に隅々まで見ていくと、あるいはどういう人からどういうものを集めてこの伝記は作られたかということが読み取れるかもしれんぞと思って、こういう表を作ってみたわけです。文書館の参考図書の中にある伝記資料で、できるだけ公的に作られた伝記を並べてみようと思ったんですが、それもそれほど多くありませんので、私的に作られた伝記のようなものも加えました。それから、何冊も伝記が作られている人物が多いのですが、そういうのもできるだけ大部なしっかりしているようなものを入れて、しかも古いもので、昔の編纂時の状況が分かるようなものを選んで、一応、代表的なものとして挙げてみました。

それから、今度は少し分類してみようと思って、国レベルで政官界に関わったような山口県出身者、それから軍閥・軍人界、そこらへんに特徴のある人物をまとめてみました。それから、産業・経済界で全国的なメジャーな企業などを起こしたような人々、それから教育・宗教・文化界などで活躍したような人物というように、仮に4つのセクションを作って放り込んでみました。

同様に、県レベルの人物でも少し取り上げてみようと思って、これはたくさんありすぎて、恣意的なピックアップではありますが、拾ってみました。

山口県はもう誰しも言うように、明治維新を、薩長土肥、特に薩長と、共にやった県ですから、若い者が明治新政府の中枢部にどんどん入って行って大物になっていく、いわゆる明治権宦になっていく、そういう特徴のある県だと思いました。ただ、いわゆる薩長の政界・官界の閥は、長州閥とか薩摩閥というような言葉で、われわれはいま聞くんですが、政界・官界で活躍した人たちは、実によく語り伝えられていて、「7人の宰相」とか言うんですが、その陰に隠れて知られていないけれども、産業・経済界でも、やはり全国的な、大きな近代産業、企業をやった者たちがいるぞということに気づきます。それから、教育界・宗教界でもやはりメジャーな人がいるなということで、何も政官界だけではないぞ、という感じがいたします。特にそういう目で、山口県出身者で近代の歴史を動かしていったような人、これを伝記で押えて、さらにもとの史料に深く入り込んでいく手がかりにしようという作戦なのであります。

山口県に住んでいて、山口県地域を対象にしておりますので、国政レベルでの活躍をした人達がどんな活躍をしたかということは、実は、いままであまり考えたことがなかったのです。それで、にわかごしらえなのですが、にわかごしらえする最中で、きょう初めてプリントアウトして、朝の飛行機の中で書き加えた所が手書きになって、修正をしたりし

ている程度のものであります。

この作業をして感じたことは何かといいますと、「長州閥」とひとくちで言うんですが、それは大きく2つの流れがあるということです。ひとつは、伊藤博文を中核とする、いわゆる政党政治、議会主義のほうの流れと、山県有朋を中心とする役人の世界、官界あるいは軍閥の流れがあるなということです。つまり、伊藤と山県、この2人がある意味では山の頂点であって、その後継者たちがいるなと思いました。それから軍閥でも、「長州の陸軍、薩摩の海軍」というような言葉で言われるようですが、やはり陸軍の著名な者が山口県から出ているという感じを受けました。

もうちょっと申し添えますと、伊藤の後継者は、憲法を作ったこともあるんだと思うんですが、西園寺公望で、さらには原敬というような形で明治・大正期の政党勢力者に続いていきまして、伊藤の後継者は山口県人ではないな、という特徴があります。ところが、山県有朋はやはり奇兵隊から陸軍の創設、近代国民軍を作っていた当事者でもありますので、非常に役人や軍人をうまくコントロールして行って、元老としてずっと大正期まで勢力を持ち続けていて、長州閥の中核かなという感じがしました。伊藤は暗殺されたこともあって、あまり長州人を後継者の中に作り上げられなかったことかな、という気もしますが、しかし、伊藤が憲法政治で、政党内閣で進まなければ、ということで政友会をつくらせていますので、ずっと後では、その政友会の総裁として、たとえば田中義一が昭和期に位置したりとかしています。つまり、軍閥・軍人から政界入りして政友会の総裁になったり、あるいは、経済界からのし上がってきて政友会の総裁になった久原房之助とか、そういう政党政治の流れにのる昭和期の大物もいるなあと感じました。

これだけでは少し面白くないので、いま山口県文書館あるいは山口県内の博物館等で、国政レベルで活躍した人の近代史料を少しでももっているようなところを、それにプラスアルファをしてみました。いまのところを具体的にいいますと、右側のほうで山口県文書館蔵としてあるのが山口県文書館が持っている文書群で、少しは近代のものがありますよということなのです。

最初のところで、「安藤・今井家文書目録」というのは、手書きの段階なので普通のカギカッコにしてあります。印刷されていないという意味であります。その中には、今井東吾という人物、これはマイナーな人物ですけれども、満鉄の職員だった人で、引き揚げてきて安藤家に家を借りて住んでいたことから、安藤家の文書と一緒に今井東吾のものが残っています。これは印刷刊行物が多いんですけれども、昭和期の満州の状態を概観するには格好の、たくさんの印刷物あるいは地図等があります。そういう意味で今井東吾の名前を左側のほうに挙げています。もちろん伝記等はありません。いま現在、生きています。

同様に、大村益次郎は有名な人ですけれども、これは大村益次郎の文書そのものが山口

県文書館に寄託でありますので、挙げています通りです。この人物はもう説明を加えません。

次は梶山鼎介です。この人のものは「梶山家文書」という形で文書館に預けられているものの中にあります。この人物はもともとは役人で、政界入りして代議士になって活躍します。役人の時代は、たとえば香川県知事とか、その辺のところをやっている人です。いまで言えば運輸族みたいな、鉄道とか水路とか、そういう運輸関係の族議員のような感じがします。

それから、田中義一は説明を省略します。

伊藤 その説明を省略されたところにちょっと質問したいんですが、「田中義一関係文書」を見ていますと、例の張作霖爆殺事件に関わる部分が、刊行物を除いてはまったくないということに気が付きました。噂として、実は山口県文書館が寄託されているけれどもオープンにはされていないという話を聞いたんですが、そういう噂はでたらめでしょうか。

戸島 でたらめだと思います。山口県に寄託される段階で外されていけば分かりませんが、最初は山口県立山口図書館に預けられて、そして昭和34年に文書館が誕生して、35年に最初のガリ版刷りの目録を、図書館司書でまだ文書館のほうに完全に籍が移っていなかった人が作り上げているんです。ところが、それに出てない残りを二次的な整理として、さらに後輩の職員が追加して行って、さらに三次的な整理で、写真とかアルバムとかいうものを目録化しています。大きく三段階で追加、追加、追加として行って、いまはすべて、もう未整理のものはない状況です。しかし、あの整理は一貫性がないので、非常に使いにくくなっているかと思います。われわれ、それに気づいてはいるんですけども、あれをさらに再整理するというより、いま当面入ってくるものに手をつけていますから、まずいなと思いつつも、問題を残していますが、未整理のものは一応なくしています。

伊藤 そうですか。非常にでたらめな噂だったのかな。

戸島 そのところは、僕も初めて聞きました。そう言えば、爆殺関係のものはないかもしれませんね。

伊藤 非常にきれいがないので、どこかで操作しているなということは感じたんです。わかりました。

戸島 それから続きまして、「日野家文書」です。これは藩医日野宗春のもので、明治新政府では、京都や東京のほうに少し行って活躍しています。この人の子孫は皇室の御料林なんかの管理をしたりしていたような感じなんです。僕もよくわかりませんが、そういう明治初期の宮中関係の記録があれば面白いと思うんですが、ないかもしれません。これをざっと見た経験がないので、なんとも申せませんが、そういう人物です。それでいちおう挙げておきました。

それから、「林利治文書目録」。これは手書きの目録の状態、文書館に来られれば見ら

れます。朝鮮総督府の官吏であった人物ですから、ガリ版刷りの文書（ぶんしょ）を戦前期に持ち帰ってきていて、それで文書館に寄贈があったものでして、これはとても面白い。いま、いろんな方が全国から注目しておられる文書群です。

その次の福原芳山という人物も知られていませんが、宇部市立図書館に『福原家文書』というのがあります。これは萩藩の永代家老の家柄であって、そちらのほうが有名なんですけれども、幕末維新期の当主が福原芳山です。慶応2年にイギリス留学を主従で行きまして、明治7年まで9年間イギリスにいて、法律をずっと学んでいて、日本最初の弁護士を目指していたようですが、結局とれなくて帰ってきて、最後は明治15年に大審院判事で亡くなる人物です。いわゆる岩倉具視使節団が、アメリカでモタモタしているときに、福原芳山が尾崎三郎などと三人組になって、「早くヨーロッパへ来い。そんな大それた事をいまはやる時期ではない」と一行をイギリスへ引き付けて、イギリスを案内したりフランスを案内したりした人物です。『福原家文書』の明治期のものに、少しですが、イギリスの政治制度などを見て岩倉使節団にいろいろ進言をして、国家的なシステムを説明したような手書きの草稿が何点か残っていて、非常に面白い人物です。

「湯浅倉平伝記史料」。これはご存じの通りの伝記史料です。

それから、下に書き加えた「梅村明文書」というのは、つい最近入ったんですが、朝鮮総督府の鉄道院の職員です。若くして入って、昭和12年ころから朝鮮総督府鉄道院の総務畑の下っ端の者として働いて、戦後帰ってくるという人物なんですけれども、この中にはガリ版刷り等の断片的な記録がかなり残っていて、面白いかなと思いましたので付け加えます。

伊藤 湯浅のものは、原文書もあるんですか。

戸島 多くは複製物で、しかもその複製物が青写真のような複製物ですから、消えていくというようなものが多くて不安なものです。あんまりいいものがないようです。

伊藤 そうですね。湯浅の伝記を作るときに僕も関わっていたんです。だけど、これは史料がなくて、湯浅家からも提供されれず。だから、これを見たときに、もしかして湯浅家のものが入ったのかなと思ったんですが。

戸島 ほとんど付け加わってないというか、収集した、あっちからこっちから集めてきて伝記をつくった、そのままの……。

伊藤 そのままの状態ですね。

戸島 ええ。伝記編纂史料と名前をつけたその通りです。だから、湯浅倉平文書とは、なかなか言えないものです。

それから、軍人界のところで最後の吉川（よしかわ）安平。これは防府市出身の海軍の軍人として、その関係で持っていたもので、いちばん多いのは海図です。世界の海図なんかを持っていたりとかして、生のものはないんですけども、印刷刊行物などのものが蔵で

残っていました。蔵の解体のときに緊急避難的に出しておいたものということで、収集に駆けつけました。最初は、なんでこんなものが、と思いました。写真とか印刷物もですが、これは海軍の軍人のものだったかと後で思い当りました。そういう二次史料があります。

あと、経済・産業界では井上省三がいます。この人は、千住製絨所、羅紗織物を織るあそこの所長です。明治18年くらいで死んだと思いますが、伯野家から井上家に養子に行き、井上省三なんです。実質は伯野家のほうに戻ってしまっていて、ドイツ人のエリザベトと結婚しています。青木周蔵が国際結婚の第一号、井上省三は第二号という感じの話が残っていて、実業界の草分け的な人物です。

それから岡十郎です。いわゆる東洋捕鯨の社長になりますが、岡家文書の目録を記入しておきました。文書館に岡家文書が少しあるんですけど、ほとんど岡十郎関係のものはありません。3、4点ぐらいしかなくて残念ですが、パスポートがあったり写真が2、3点あるぐらいなんです。しかし敢えて挙げました。というのは、岡家文書というのが山口県文書館に入っていて、それを見て岡十郎のものはないぞと気付くことも重要で、以後の文書を探そうとする人々にとっては手がかりになるかなと思ってのことです。一応、地元の岡家に残った文書が一括、文書館に来たけれど、その中に残っていなかったということが確認できるような意味で、敢えて挙げさせてもらいました。たくさんあるという意味では決してありません。

あと、いろんな人物が産業界にいるんですが、いちいちの説明は省きますけれども、これはどんな人物だと問われれば、ちょっとしたコメントは言えます。

あとの、宗教界も然りです。以上で国レベルの説明をおわって、県レベルに移ります。

代議士になったりしていますので、国レベルで挙げてもいいかと思うんですが、しかしあまり活躍できていませんので、県レベルのほうに降ろしている人たちが多い状態です。

吉富簡一という人物を政官界で挙げておきました。これは県会議長をしたり、あるいは防長新聞を創って、伊藤博文の政友会を支援した人物です。代議士にもなったかと思うんですが、明治の中期、山口県の三將軍とか言われるうちの一人です。地元を牛耳っていた人物です。これは山口です。それから、少し萩に近いところで滝口明城、滝口吉良。もうひとは玖珂郡の裕俊聡です。このへんが県政会を牛耳っていた三羽カラスです。裕家の文書はないようです。滝口明城は、家の文書はほとんどないのですが、書簡類が屏風にしてあるのはいちおう写真で撮っています。生の文書はありませんが、彼が明木村にお金を寄付したりして、図書館の小さいものを作っていました。それが明城という雅号のついた明城文庫といわれているものでして、文書館のほうに移管されています。明治・大正・昭和期までの印刷物等がほとんどで、もともと図書館資料ですが、ドンと文書館に来ていしますので、印刷物等の山口県の近代史料として、よく利用されています。

あと、産業界・経済界のほうでは、石川良平を挙げておきました。これは、さっきの湯浅

倉平などと遠戚関係のある人物です。湯浅倉平はこの石川家の世話になっていて、書簡があります。のちに下関市長になっていますが、明治初期では、下関に早く三井組が支店を置きますけれど、そこの設立等に関わった人物です。金融界に強く関わっています。

それから、伊藤房次郎をあげました。この人物も下関市長です。下関の商業界で、近世から近代にかけて活躍した人です。以上で説明を終わります。

伊藤 ありがとうございます。僕は長州出身ではないのですが長州に関係がありまして、伊藤博文関係文書という本を作って、江木千之と江木翼は文書もらったんだっけかな、国会図書館の憲政資料室に入れたはずだったと思います。いまここにいる西川君たちと一緒に木戸孝允関係文書というものを出版しようという仕事をしています。品川弥次郎は、自分自身でだいぶ努力をして品川家から憲政史料室がもらいまして、それを今度、本に、いましている最中です。

それから、山県有朋関係文書をたぶん来年か再来年ぐらいから刊行しはじめるという感じで、児玉源太郎文書は国会図書館の憲政史料室にあるんですけども、残りがたくさん、……そうそう、これはないんだ。児玉家から全部もらいまして、これも数年後にはたぶん本に出来ると思いますが、いま尚友倶楽部がやっています。そうやってみると、どうも長州の関係が深いなと思いながら見ていたんですけども、まだやっぱりどうしても出ていった人は東京に門戸が移っちゃって、文書としてはなかなかやって残らない。田中義一みたいに息子が侍従をやるというふうなことがあれば、また別ですけどもね。みんな地縁としては東京に来て東京で長州閥が出来るということですから、やっぱり地元でそれを集めるというのはかなり困難だろうなと思いますね。

戸島 ええ。山口県出身ということで、地域を離れて国政レベルで活躍する人々の話は地元に戻ってくるんですけども、その実態を示すような文書・記録は、地元になかなか帰ってこない。帰す必要もなかったから帰っていない。したがって、こういう伝記そのものは必ず錦を飾るような形で自主的に戻ってきますし、山口県内人たちが関わるから残るんですが、先生方が編集しておられるような出版物も、県立図書館だとか文書館のあたりでそういう図書が把握できてないから、それを元に作ったデータでは、あれも落ちてる、これも落ちてる、これも落ちているではないかということになってきてマズいのです。逆の例になりますけれども、ぜひ一部、山口県文書館に作成された本を送り込んでいただけるとありがたいのです。山口県人が、ああそうか、こういう形で国レベルで活躍していたのか、と分かります。追いかけてみると、原文書はそういうところにあったのか、ということになるかと思います。

小池 逆もあるんですね。

戸島 大変ありがたいと思うのです。そういう意味で情報が掴めていないのです。図書館・文書館では掴めていない。だから、この表には上がってこないということです。

伊藤 山田顕義なんていうのは、文書はたぶん日本大学が持っているんだと思いますが、実際に出したこれは、この文書から起こしたんじゃないでしょう？ これは梶田君が関係していたんじゃないかな。

梶田 あれはもともと書陵部にあった……。

伊藤 書陵部のやつを使ったんでしょう？

梶田 日大は、あれはあんまり持ってないみたいですね。

伊藤 いや、あると言ってましたよ。

小池 昔、中大と日大で取り合いをしたことがあって、山田家の、あるはずですよ。聖蹟桜ヶ丘の近くに百草園というのがあって、そこに山田の庵みたいのがあって、そこにあった史料を取り合ったという話は昔、聞いたとがあります。

梶田 ああそう。私は山田家まで直接行って話を聞きましたけれども、ここに出ている村田峰次郎が一時借り出したと。もしかしたら戻ってないかもしれないと。

小池 ああ、それかもしれない。分からないけど。

戸島 乃木希典のものは学習院あたりはどうなんですか。史料館に。

小池 乃木は神社なんじゃないですか（笑）。

戸島 下関に乃木神社があって、少し物は出ているようですが、ほとんどないです。

小池 東京の乃木神社にあるんですかね。

戸島 東京の乃木神社か、そうか……。

小池 東郷平八郎みたいに、日記が御神体になっているところもありますけど（笑）。

戸島 中央に出て動いた人たちは、地方からでは捉えにくいという。

伊藤 そうですね。だいたい子孫は地元におりませんからね。

小池 たとえば、代議士たちの記念館みたいなものは何かあるんですか。この間行った大平みたいにですね。地元で記念館を残してそこに史料を、要らなくなったものもあるかもしれないけど、事務所にどんどん送ってそれが蓄積されて記念館になったみたいな。大平正芳記念館みたいな例もないわけではなく、そういうような記念館みたいなものが地域にありますよね。そういうふうなところに史料所蔵されているというようなことはないんですか。

伊藤 思い出したけど、佐藤日記もよく考えてみたら長州だね。今は田布施の郷土資料館が、岸と佐藤の古文書を持っているわけですね。あれを調査されたのは、山口県立文書館じゃなかったですか。

戸島 岸、佐藤の、いわゆる戦後のものが、田布施郷土資料館にありますか？

伊藤 あるですよ。目録がありますよ。

梶田 山口県文書館でしたね。

伊藤 調査目録がたしかそうだよ。

小池 あれは県史じゃなかったですか。知事部局のは県史ですよ。

伊藤 県史か。文書館って書いてあったようなことだけだな。

戸島 文書館の地方調査員が12名ほどいます。いまは10名になっていますけれど、最近5、6年、田布施郷土資料館の林芙美夫さんが調査員になっておりまして、そこにあるものを次々調査員報告であげてくださっておりますので…。その中ではまだ上がってきていなかったと思ったんですが、ちょっと、僕は担当してないのでよく憶えていません。

伊藤 いや、上がってくるんじゃないかと思いますよ。

梶田 もう活字になっていました。

戸島 そうですか。

西川 大村益次郎文書なんですけど、2点挙がっているかと思うんですが、(ペーパーの)2ページ目のほうは鑄銭司のほうですか。

戸島 山口市歴史民俗資料館となっているのが、いま言われた鑄銭司に残っていたものです。古代の鑄銭所があったところで、その地名が鑄銭司というところで、そこに山口市歴史民俗資料館の分館があるという形です。もとは、そこに大村益次郎の生家があり、育ったところですから。管轄は山口市歴史民俗資料館です。

西川 それとは別のものを、文書館でお持ちですか。

戸島 大村益次郎はのちに位が追贈されて、男爵でしたか、華族になっています。現在、ご子孫の大村さんがおられます。その大村さんから文書館のほうに預けられている文書です。主に明治以降の。山口市の地元の家の方に残っていたのは、まだ長州藩の時代の、手書きの軍隊の楽譜や教練所といったものとか、あるいは印刷物とかで、どっちかといったら記録類といったほうがいいかもしれません。大村家にきちっと保存されていて文書館のほうに寄託されたものは、文書といったほうがいいかと思います。巻き物などにしてあります。そういうような形で残されています。

西川 マツノ書店から復刊されました、あれとの関係はどうなんでしょうか。

戸島 やはり鑄銭司で郷土史料をずっと探しておられた、歴史民俗資料館の館長を長くやられた内田伸さんという方が、特に生家のふすまの下張りを丹念に解説しておられて、それを復刻して、大村益次郎文書という形にしたものです。断簡になっているかと思います。

西川 いま山口県文書館でお持ちのものは、それと違う文書が？

戸島 はい、大村家から来たもので、違います。

伊藤 山口に行ってなかった？

小池 山口は行ってないです。僕は四国は全部回りましたが、中国はぜんぜん行ってないです。

西川 その下のほうにあります山口博物館の「木戸家寄贈資料目録」は、どういうものがあるんでしょうか。

戸島 山口県のほうに帰って来たものを、博物館のほうに受け皿になって保存しているも

のです。点数にして150点ぐらいですけど、ページ数にして2ページ半ぐらいですが、文書類も少しあります。いや、物が多かったかな。物と文書とで150点ぐらいだったと思いますが、文書の本体はあっちこっちにありますよね。だから、最後に家に残っていた一部分だと思います。物が多かったので博物館のほうが受け皿になって、文書館ではなかったということなんでしょう。少し文書……文書というより物かなあ……。あれは使ったことがないから、よくわかりません。博物館に入ると閲覧ができないし、僕も国政レベルのことはぜんぜん追いかけてないから、使うことがないからなあ。リストは持って来ていないです。リストを見たらわかります。寄託を受けたときの記念展示をして、その図録の後半に、2ページ半ぐらいでリストを挙げています。

伊藤 こっちからも情報をあげないといけないですね（笑）。

戸島 まだ当ってないところがどこかとか、当ってダメなところはどこだったかということとで……。それが調査が進む秘訣だと僕も思います。

伊藤 さっき言った児玉源太郎なんだけど、児玉秀雄のほうがたくさんあるわけですよ。それを児玉家が大層な感じになって、それで木戸孝允のひ孫になるのか？ 木戸孝彦さんでこの間、亡くなった方が僕のところに連絡してきて、なんとかしてやれということで引き取ったんです。それを引き取った後でまた児玉家まで行って家捜しをしたら、またたくさん書簡が出てきて、いま整理をしているところです。これは季武君に手伝ってもらって、これから本にしようというところなんです。

中見 前に伺ったときに、この林利治文書、朝鮮総督府の非常に面白い史料があったと記憶しています。山口県から朝鮮に行かれた方は多いんでしょうけど、県の文書（ぶんしょ）館で、こういう個人で、かつ外国に係わる文書も収集されているのは珍しいと思うんですね。朝鮮総督とかそういうものに関心を持って、その文書を収集された方がおられるからですか。たまたま入ってきたとか。

戸島 山口県文書館に預けようという形で申し出られたものです。恥ずかしい話ですけども、基本は、調査があって収集が次にくるんですけど、その調査が地方調査員に報告してもらうのが精いっぱい、われわれ専門職員が自分の興味なり関心でアタックしていくという、それがまったく出来てないというところに問題があります。意図的に集めたものではないということなのです。受け身的にです。文書館に預けようと、自分のところで持っていてもこれは何かわからんし、古いものでも捨てるのはもったいないからとか、文書館があるげな、という形で、古文書だということを持ってきてくださって、それがたまたまこうなっているのです。

中見 それから、これは山口県文書館じゃないんですけど、桜圃寺内文庫の件なんですけど、これは結局、韓国に全部返したんですか。それとも一部ですか。どの程度、返したんですか？

戸島 それは数点です。

中見 数点だけなんですか。

戸島 5点か10点くらいの筈です。

中見 ああ、そんなものですか。あの本の中にいろいろ書き込みがあつて、寺内宛ての書簡みたいなのがついているということを知ったことがあります。じゃあ、ほんの数点だけを見本みたいに返したということですかね。

戸島 寺内文庫の大多数は、本体は洋書、和書、漢書、出版物ですね。肉筆での絵図的なものとか、そうしたものをいくつかを友好上……山口県と韓国と中国とは、三県省道、つまり山口県と慶尚南道と、それから山東省が友好関係にありまして、その政治的なつながりの中で、里返しをしようと、友好を深めるための返還、ということでもあります。だから、ほんの一部です。どっちかという文書記録的なところ、美術作品的なところの一部が行ったということです。本体は県立大学に残っています。

伊藤 他に質問はございますでしょうか。

西川 行政資料なんですけども、戦災とか火災とかそういうのはなくて、明治の始めからずっと残っているのでしょうか。

戸島 戦災・火災を受けてないということが幸いなんですけど、近代の残り方はやはり少なかった状況です。戦前期で行政資料と言えるもののいちばんのものは、県の内務部の、特に土木関係の写真記録です。特に明治の終わりから大正期の頃からの台紙付の大型の写真です。それがずっとあります。それからいろんな大きな記念行事や、会議をしたときなんかの、県庁舎の前でみんなが並んで撮影したものとか、そういうときの最後の記念撮影といったものが残されていて、それが量的にこのぐらい（1mほどの高さ）でしょうか、点数にして200枚からあるものが、いちばんの大きいところかと思います。

あと、戦前期のいわゆる刊行物・印刷物等は民間に出ていったようですが、ただ、民間のコレクターがいまして、新聞記者だった人ですが、県のいろんな行事に行つては、県が作って配布するものを全部残して、潰れかかったような家の書齋で、大量に保存していました。亡くなって、そのおばあちゃんが、もう家を潰すというときに、僕は若いときでしたが、最初に取りに行ったのがそれでした。本当に崩れそうな家の中から、図書類を全部もってきたものですが、その中に山口県が発行した行政資料がたくさんあります。そのときは図書と行政資料を分けるという方向ではなくて、それらは図書の中に入れてありますから、やがて戦前期に遡って、行政資料の編成変えをして、ちゃんと戦後期の行政資料と連続していこうと思っています。明治・大正・昭和・平成と、行政資料というひとつのジャンルの中に位置づけて、利用しやすくしようというふうには考えて、担当者には言っているのですが、なかなかそこまで手がいかない状態です。いちおう行政資料は戦後、1940年代以降1960年代まで公開しているのですが、1940年代前半からは、

まだ行政資料というグルーピングがなされていないという状態です。図書の中に入り込んでいて主題分類されているので、ちょっと利用しにくいところです。

小池 ということは、いま図書館に入っているんですか。

戸島 いえいえ、文書館の事務室の参考図書の中に入り込んでいるということです。もちろん図書館のほうにもかなりありますので、情報だけを合わせて、情報で復元するということが大事な仕事になるかと思うのですが。

小池 ひとつ疑問があるのは、ここにある行政資料という枠組みですね。これは、たとえば僕がやっております佐世保市史なんかの場合には、基本的に図書館が収集したりする場合が多いですね。冊子体になっているものが多いものですから。それで、リーフレットみたいなのが図書館に入って、文書課のほうには、どちらかというと行政のときに作られた、いわゆる1件が終わったときに作られた報告書だとかいうものが入っていくのが普通だと思うんですが、この行政資料の中には、リーフレット以外、あるいはポスター以外で、たとえば各部局が作ったガリ版刷りみたいな、あるいは活版刷りみたいなものも入るわけですか。

戸島 入れています。つまり、行政刊行物というものは、不特定多数の人に、公開を前提に作っていくもので、その意味は公刊するものと思っています。ところが、内部資料で、数十人で使うというものも、やっぱり印刷形態で作っていきますので、形態的には同じような格好をしています。それらを合わせているので、これらの全体のネーミングとしては、「行政刊行物」というネーミングにすると、いまのような会議資料で、印刷物の形で作っている内部資料のようなものが入っていないというイメージになりますので、これを使わないほうが良いというふうに考えています。公開が前提で作ったものと内部資料で作ったものとは、本質的には違いがありますが、形が似ているし、しかも複数の者が利用するという点では共通性もあります。やっぱり合わせたほうがよりよく、県が何をしているかがよく見えてくるということで、われわれのところでは合わせて行政資料と考えています。将来も分ける必要はないんじゃないかと思っています。

ただ、現時点では、図書館は公開を前提に作った刊行物はすぐ収集して、どんどん公開しています。あるいは、県のほうの知事部局では刊行物センターというのがありまして、公開できるものは、今のものをすぐ情報サービスとして公開しています。だから、刊行物センターだとか図書館が同時進行的に公開していますので、文書館はやはり30年なり経って、文書（ぶんしょ）と資料とを同時進行ぐらいで公開していけばいいということで考えています。どんどんいま現在の段階で集めていますけども、それらはドラフトした状態にしておいて、どんどんドラフト状態の数を増やして行って、公開直前にアレンジして、元の作成された組織別に編成して、そしてドンと公開します。つまり、文書（ぶんしょ）と資料の整理と公開の原則を、事務的な西暦年による10年をひとつの時間的な枠に設定

しています。行政文書も行政資料も10年区切りでまずグルーピングをして、その中を縦割りの組織割りにしていったら、そして目録を作って公開して行こうという方式です。

いちおう、30年経ったところで、歴史的な段階ということで、公開に持って行こうという目標にしています。目録の作り方が、行政文書も行政資料も、1940年代の行政文書・行政資料、1950年代の行政文書・行政資料という形ですから、冊は別ですけども、通して見ていけば、横に見ていけば、研究者は便利ではないかというふうに考えています。つまり、基本的には同じ公開の仕方、目録の作り方を考えています。これは私が考えて、これでいこう、これでないとうまく利用されないからと続けています。縦割りということだと、組織が変わったりしますとデコボコになり、使いにくいかなと思って、あえて時間軸で横割しています。

古い文書記録を使う人たちは、どの時期のものを使いたい、見たいという形で、必ず時代を先行させて相談に来ますので考え付いた方法なのです。10年という単位は適当かどうかという、僕は適当だと思っています。というのは、年々次々発行されるようなものは、10年単位でグルーピングしてみますと、10冊並ぶわけですから、そうすると、欠けているところが必ず、ドラフト状態で並べてみると、見えてくるんです。従って、早い段階で、ここが1冊足りないからといって、作成原課に、まだ在庫が無いかと問い合わせれば、そこに補充できるというメリットがあります。それを1年単位にしてしまうと、分散しておはじきみたいになって、揃っているか揃っていないかがわかりにくくなります。その点、10年単位にしてみると、一応10年間の連続性で、欠けているところがはっきり見えてきますので補充が利きます。長い年月にしてしまうと作業が大変になって、公開になかなかつなげていかないということになりますので、10年を適当な区切りの単位というふうに考えて、今のような目録の作り方、整理の仕方に切り替えてきました。すみません、雑な報告で恐縮です。

伊藤 どうも本当にありがとうございました。

(終わり)